

橿原市地震防災対策 アクションプログラム



大和三山と藤原京跡

平成19年3月

橿原市

はじめに

阪神・淡路大震災を教訓に、平成８年度に防災詳細アセスメントを実施して独自の被害想定のもと、平成１１年度に橿原市地域防災計画を抜本的に改正し、市民や防災関係機関との連携を軸に、災害に備えた防災体制の確立や地域防災力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ってまいりました。

しかし、その後、中央防災会議において東南海・南海地震の被害想定が公表され、県でも平成１６年１０月に、内陸型地震の８断層及び海溝型地震の５パターンについての第２次奈良県地震被害想定調査の結果が公表されました。

市では、県の調査結果の中で、市に最も大きな被害を及ぼす可能性のある地震として、内陸型地震の「奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯」及び海溝型地震の「東南海・南海地震同時発生」を、地震防災対策上の新たなターゲットとして位置づけ、地震災害から「いかに市民を守るか」を中心に据えた地震対策を推進し、安全・安心な街づくりを実現していかなければと考えております。

このため、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画である「橿原市地震防災対策アクションプログラム」を今回新たに策定しました。

このプログラムは、国や県の地震防災戦略の考え方に準じ、大規模地震発生時の想定人的被害を今後１０年間で半減することを減災目標とし、この目標を達成するため１０の施策の柱を設定し、２３２項目のアクション項目を定めました。

今後、防災協働社会の実現に向けて、市ではこのプログラムに基づき、国、県、他市町村、防災関係機関、市民、企業など様々な主体と役割を分担しながら地震防災対策を積極的に推進して参ります。

市民の皆様も、大規模地震の発生に備え、水・食糧などの備蓄、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策の実施、地域の自主防災活動への参加など実践的な活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、本プログラム策定にあたり、林春男教授（京都大学防災研究所巨大災害研究センター長）をはじめ多くの先生方に、また、県の防災統括室には大変お世話になりました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成１９年３月

橿原市長 安曾田 豊

目 次

アクションプログラム策定の背景	1
アクションプログラムの基本理念と減災目標	2
アクションプログラムの考え方	3
アクション項目の分類	5
アクションプログラム体系図	7
アクションプログラム一覧	8
1 地震に強いまちをつくる	8
2 地域の防災力を向上させる	10
3 的確な防災情報処理を実施する	12
4 人的資源を確保する	14
5-1 いのちを守る	16
5-2 安全・安心を守る	18
5-3 生活基盤を安定させる	19
5-4 市民の生活を支援する	20
5-5 歴史と出逢う都市「かしはら」のイメージを守る	22
6 復興を視野に入れる	24
アクションプログラムの具体目標	26

資料編目次

檀原市地震防災対策アクションプログラムの概要・・・・・・・・・・	資 1
アクションプログラムの策定体制・・・・・・・・・・	資 2
アクションプログラム策定スケジュール・・・・・・・・・・	資 4
用語解説集・・・・・・・・・・	資 6

アクションプログラム策定の背景

1 大規模地震発生の恐れ

国の地震調査委員会によると、東南海地震、南海地震の今後30年以内の発生確率はそれぞれ60%と50%程度(平成18年1月1日時点)と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されています。

また、奈良盆地東縁断層帯及び中央構造線断層帯による地震は、今後30年以内の発生確率がほぼ0~5%程度で、我が国の主な98の活断層の中では発生確率が高いグループに属し、生駒断層帯による地震はほぼ0~0.1%程度で、やや高いグループに属すると評価されました。

一方、奈良県で実施された第2次奈良県地震被害想定調査結果(平成16年10月公表)では、東南海地震、南海地震などの海溝型地震が発生した場合、本市では直接的な被害は少ないものの、住宅の全半壊が約460棟のほか、電力やガス等の供給障害、道路・鉄道のネットワーク支障などが懸念されています。

また、奈良盆地東縁断層帯などの内陸型地震が発生した場合、本市では、死者約650人、負傷者約1,600人、避難者数約40,000人、住宅の全半壊が約22,300棟など、人的・建物被害等が甚大となり、ほぼ市内全域でライフラインの供給障害が起こり、市民生活に大きな影響を与えることが改めて明らかとなりました。

第2次奈良県地震被害想定調査結果概要(橿原市域の被害)

地震名	マグニチュード	死者(人)	住家全壊(棟)	建物火災(件)
奈良盆地東縁断層帯	7.5	642	13,938	139
中央構造線断層帯	8.0	594	12,714	125
生駒断層帯	7.5	482	10,073	99
東南海・南海地震同時発生	8.6		247	

2 アクションプログラムの必要性

市では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心の街づくりを目指すため、第2次奈良県地震被害想定調査結果等を踏まえ、戦略的に地震防災対策を進めています。

現在は「橿原市地域防災計画(地震災害応急対策・復旧対策)」を基本として各種施策を講じておりますが、各種施策に振り向けることができる資源が有限であり、また、施設等の整備に相当の期間を要するものがあることから、地域防災計画の実効性を高め、市が実施する地震防災対策を体系化して速やかに実施するため「橿原市地震防災対策アクションプログラム」を策定するものです。

また、策定した「橿原市地震防災対策アクションプログラム」の内容や施策などを踏まえて、本年度から2ヶ年計画で「橿原市地域防災計画」を全面的に見直し・改訂して、より一層の安全・安心の街づくりを目指します。

アクションプログラムの基本理念と減災目標

1 基本理念

21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指します。

2 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減

国の地震防災戦略の考え方〔今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕及び県の地震防災対策アクションプログラムに準じ、今後10年間で橿原市が目指すべき減災目標を上記のとおりとします。

また、減災目標を達成するため、「施策の柱」毎に具体目標を設定します（26ページの一覧表参照）。

3 アクションプログラムの位置づけ

アクションプログラムは、橿原市地域防災計画（地震災害応急対策・復旧対策）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画です。

<計画期間：平成19～28年度の10箇年>

奈良県地震防災対策アクションプログラムとも整合を図りながら進めます。

<計画期間：平成18～27年度の10箇年>

国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図りながら進めます。

<計画期間：平成17～26年度の10箇年>

アクションプログラムの考え方

1 目的

地震災害に強い檀原市づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定するものです。

2 計画期間

平成19年度から平成28年度までの10箇年です。

3 アクションプログラムの体系

(1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定します。

- 1 地震に強いまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民に対して5つのサービスを行う
 - 5-1 いのちを守る
 - 5-2 安全・安心を守る
 - 5-3 生活基盤を安定させる
 - 5-4 市民の生活を支援する
 - 5-5 歴史と出逢う都市「かしはら」のイメージを守る
- 6 復興を視野に入れる

(2) 施策項目

施策の柱を推進するため41の施策項目を設定します。

(3) アクション目標

施策項目を推進するため103のアクション目標を設定します。

(4) アクション項目

アクション目標を推進するため232のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載します。

4 計画の推進

(1) アクション項目の実施期間を以下のとおりに区分して推進します。

短期：概ね2年程度で完了または集中実施

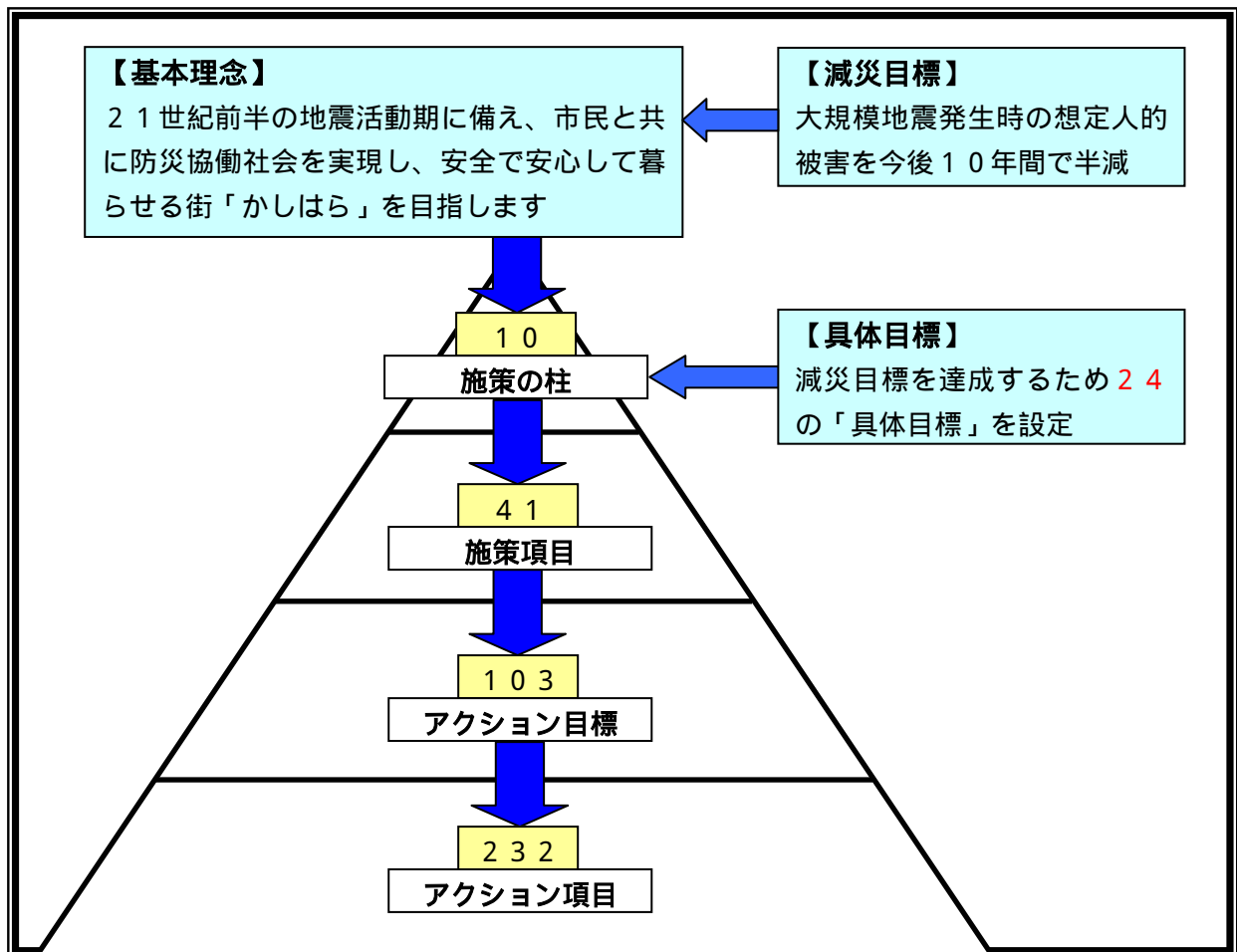
中期：概ね5年程度で完了

- 長期：10年以上継続的に実施
- (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成19年度から迅速に着手します。
- ただし、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成18年度から着手しています。
- (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。
- (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直します。

5 アクション項目具体化の検討に際しての留意点

- (1) 1つの手段だけではなく、多重的な代替・補完手段を考慮します。
- (2) 災害時に誰もが迅速に対応できるよう、分かりやすい内容にします。

アクションプログラムの体系



アクション項目の分類

1 実施期間

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類しています。

計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類しています。ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施していきます。

災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに、財政的な制約もあることから長期に分類しています。

短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

< 例示 >

啓発

家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
連携の強化

ライフライン関係機関・災害ボランティア団体・他市町村・県・国等との
連携

マニュアル作成

災害対策本部運営マニュアル、各部・班の業務別マニュアルの作成等
指針・計画作成

市有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
訓練実施

災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

中期（概ね5年程度で完了）

< 例示 >

システム構築

地域防災無線の整備、防災対応マニュアルのデータベース化等
施設整備

防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

長期（10年以上継続的に実施）

< 例示 >

基盤整備

道路整備、河川整備、ため池整備等

耐震化

災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等

その他

文化財の防火対策の推進等

2 実施主体

大規模な地震が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難であり、バランスのとれた自助（市民や企業などが自ら取り組むもの）・共助（地域やボランティア等が取り組むもの）・公助（国・県や市など行政が取り組むもの）による役割分担が必要です。このプログラムでは、アクション項目ごとに実施主体を以下のとおり分類しています。

- 市・・・・・・・・市（水道局、教育委員会、消防署、社会福祉協議会等を含む。）
- 県・・・・・・・・県（水道局、教育委員会、警察本部等を含む。）
- 国・・・・・・・・国（地方支分部局、自衛隊等を含む。）
- 防災関係機関・・日本赤十字社・医師会等の公共的機関、電気・ガス・輸送
・通信・道路等の公益的事業を営む法人等
- 市民・・・・・・・・市民、自治会、自主防災組織、文化財所有者、NPO、
ボランティア等
- 企業・・・・・・・・企業、商店街、医療法人、学校法人、社会福祉法人等

3 市の役割

このプログラムでは、市が果たすべき役割を下記のとおり分類しています。

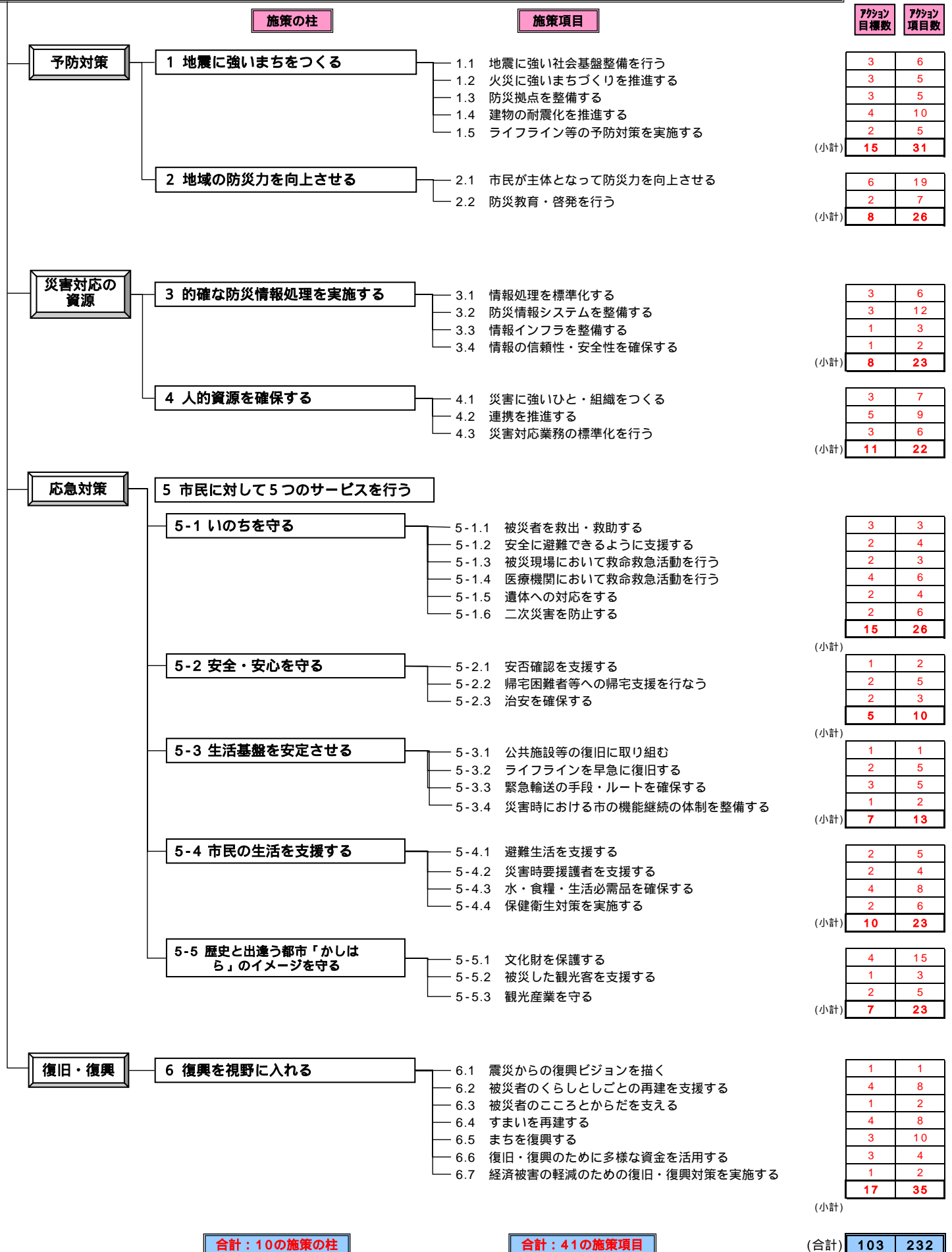
- 直接・・・・・・・・市が直接実施
- 支援・・・・・・・・他の実施主体が行う対策に対する人的・財政支援、情報・場所・
物資等の提供、ガイドライン提示等
- 助言・・・・・・・・他の実施主体が行う対策に対する助言、文書依頼、要望等

4 市の担当課

アクション項目の担当課を記載しています。

アクションプログラム体系図

【基本理念】 21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心しての暮らせる街「かしはら」を目指します



アクションプログラム一覧

前頁の体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。
アクション項目には、実施期間・実施主体・市の役割・担当課を記載しています。分類の考え方は5～6ページをご覧ください。

1 地震に強いまちをつくる

地震に強いまちをつくるため、道路・河川整備などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

〔アクション目標〕 1.1.1 防災を考慮した市街地整備を実施する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 災害に強い都市計画の立案	長	市・県	直接・助言	都市計画課
2 狭あい道路の整備	長	市・県	直接・助言	道路河川課、建設管理課 都市計画課

〔アクション目標〕 1.1.2 地形を考慮した防災まちづくりを実施する。

1 計画的な土地利用対策の促進	長	市・県	直接・助言	都市計画課、都市施設整備課
2 ため池整備の促進	長	市・市民	直接・支援	農業振興課
3 傾斜地等崩壊危険区域の安全対策の実施	長	市・県	直接・助言	道路河川課

〔アクション目標〕 1.1.3 長周期地震動等新たな課題に取り組む

1 液状化対策の検討	中	市・県	直接・助言	防災安全課
------------	---	-----	-------	-------

1.2 火災に強いまちづくりを推進する

〔アクション目標〕 1.2.1 出火防止対策を促進する

1 火災予防意識の啓発	短	市	直接・助言	防災安全課、榑原消防署
2 防火・危険物の管理責任の徹底	短	市・企業	直接・助言	榑原消防署

〔アクション目標〕 1.2.2 延焼防止対策を実施する

1 火災発生時の延焼防止対策の推進(密集市街地・緊急輸送道路沿いの不燃化の実施等)	長	市・県・市民	直接・助言	建築指導課、都市計画課 榑原消防署
---	---	--------	-------	----------------------

〔アクション目標〕 1.2.3 地域における消防力を強化する

1 市民に対する防火指導・訓練の実施	短	市・防災関係機関・市民	支援・助言	榑原消防署、防災安全課
2 地域における消防資機材等の整備の促進	短	市・市民	支援・助言	防災安全課、榑原消防署

1.3 防災拠点を整備する

〔アクション目標〕 1.3.1 防災拠点(本部)を整備する

1 災害対策本部機能の確保	短	市	直接	防災安全課、総務課
2 ヘリポートの確保	短	市	直接	防災安全課、都市施設整備課

〔アクション目標〕 1.3.2 地域防災拠点等を整備する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 地域における防災拠点の選定及び重点的整備

中	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕 1.3.3 防災空間を確保する

1 防災公園機能の整備

長	市	直接	都市施設整備課、都市計画課
---	---	----	---------------

2 オープンスペース(緑地等)の確保

長	市・市民	直接・助言	都市施設整備課、都市計画課
---	------	-------	---------------

1.4 建物の耐震化等を推進する

〔アクション目標〕 1.4.1 市有建築物の耐震化を推進する

1 耐震化促進計画の策定

短	市	直接	建築指導課、防災安全課 教育委員会総務課
---	---	----	-------------------------

2 市有建築物の耐震化の実施

長	市	直接	防災安全課、営繕課 総務課、住宅課 教育委員会総務課、関係課
---	---	----	--------------------------------------

〔アクション目標〕 1.4.2 市有以外の公共性のある建築物の耐震化を促進する

1 耐震化の啓発

短	市・県	直接・助言	防災安全課、建築指導課
---	-----	-------	-------------

2 耐震診断の促進

中	市・県	直接・支援	防災安全課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕 1.4.3 一般建築物の耐震化を推進する

1 住宅耐震化の推進

長	市・市民・ 県	直接・支 援・助言	防災安全課、建築指導課
---	------------	--------------	-------------

2 危険物施設の耐震化の促進

短	市・企業	助言	建築指導課、檀原消防署
---	------	----	-------------

3 相談窓口の設置及び情報提供

短	市	直接・支援	建築指導課、防災安全課
---	---	-------	-------------

〔アクション目標〕 1.4.4 居住空間内外の安全対策を促進する

1 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進

短	市・市民・ 企業	助言	防災安全課
---	-------------	----	-------

2 ブロック塀、自動販売機等の転倒防止の促進

短	市・市民・ 企業	直接・助言	建築指導課
---	-------------	-------	-------

3 ガラス、屋外広告の落下、飛散防止対策の促進

短	市・市民・ 企業	直接・助言	建築指導課、都市計画課
---	-------------	-------	-------------

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

〔アクション目標〕 1.5.1 ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を実施する

1 上下水道施設の耐震化の推進(管渠等)

長	市	直接	水道局、下水道課
---	---	----	----------

2 受水槽緊急遮断弁の整備

長	市	直接	水道局
---	---	----	-----

〔アクション目標〕 1.5.2 公共土木施設等の予防対策を実施する

1 災害に強い道路網の整備

長	市・県	直接・助言	都市計画課、道路河川課 建設管理課
---	-----	-------	----------------------

2 橋梁耐震化の推進

長	市・県	直接・助言	道路河川課
---	-----	-------	-------

3 災害に強い河川整備の推進

長	市・県	直接・助言	道路河川課、建設管理課
---	-----	-------	-------------

2 地域の防災力を向上させる

市民・自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報誌・パンフレットの作成、ホームページの充実、防災セミナー・出前講座の開催、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 市民が主体となって防災力を向上させる

〔アクション目標〕 2.1.1 各自治会単位で防災活動組織の充実を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 自主防災組織の設立及び充実の促進	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課 檀原消防署
2 自主防災組織(自治会)における避難手段の検討(防災マップの作成・連絡網の構築等)	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課
3 自主防災組織(自治会)が主体となった訓練の実施	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課
4 各校区ごとの避難所運営の検討	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課

〔アクション目標〕 2.1.2 各世帯の防災力を向上させる

1 家庭内備蓄の啓発及び促進(食糧・飲料水等)	短	市・市民	助言	防災安全課
2 家族間の連絡体制確立の必要性の周知	短	市・市民	助言	防災安全課

〔アクション目標〕 2.1.3 消防団活動の充実を図る

1 消防団災害対応マニュアルの策定	中	市	直接	防災安全課、檀原消防署
2 消防団員の研修・訓練の実施	短	市	直接	防災安全課、檀原消防署
3 消防団活動の拡大及び活性化の推進	短	市	直接	防災安全課、檀原消防署
4 消防団の装備充実	中	市	直接	防災安全課、檀原消防署

〔アクション目標〕 2.1.4 企業・各種団体の防災力を向上させる

1 防災マニュアル作成の推進	短	市・市民・企業	支援・助言	防災安全課、地域振興課
2 企業等職域における訓練の実施	短	市・市民・企業	支援・助言	防災安全課、地域振興課
3 企業における自主防災組織の設立	短	市・市民・企業	支援・助言	防災安全課、地域振興課

〔アクション目標〕 2.1.5 防災の担い手となる児童・生徒等の防災力を向上させる

1 学校の防災計画の作成	短	市・市民	直接・支援・助言	学校教育課
2 各学校等が主体となった訓練の実施	短	市・市民	直接・支援・助言	学校教育課、防災安全課

〔アクション目標〕 2.1.6 災害ボランティアと協働する

1 ボランティアセンターとの協働体制の構築	短	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、社会福祉協議会
2 ボランティア登録制度の強化	短	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	社会福祉協議会、社会教育課
3 ボランティア受援マニュアルの作成	短	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、社会福祉協議会 福祉政策課
4 ボランティアコーディネーターの育成	中	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	社会福祉協議会

2.2 防災教育・啓発を行う

〔アクション目標〕2.2.1 防災教育プログラムの内容を明確化し充実させる

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 住民・地域向けの啓発内容の明確化及び充実(パンフレット・洪水ハザードマップ等の作成)	短	市・県	直接・助言・支援	防災安全課
2 災害時要援護者支援の啓発内容の明確化及び充実	短	市・県	直接・助言	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課、児童福祉課 防災安全課
3 防災教育カリキュラムの作成及び見直し	中	市	直接・支援・助言	学校教育課、防災安全課
4 企業向け啓発内容の明確化及び充実	短	市・県・企業	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課

〔アクション目標〕2.2.2 多様な機会を通じて教育・啓発を行う

1 広報かしはら・ホームページの活用	短	市	直接・助言	秘書広報課、防災安全課
2 イベント会場等での啓発活動	短	市	直接・助言	防災安全課、関係課
3 職員出前講座による地震防災教育の充実	短	市	直接・助言	防災安全課、社会教育課

3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進め、信頼性・安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3.1 情報処理を標準化する

〔アクション目標〕 3.1.1 災害対応のための情報と資源の内容を明確化する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 被害を記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直接	防災安全課 道路河川課、建設管理課
2 救援物資の記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕 3.1.2 災害対応に関する情報処理業務を明確化する

1 災害時情報処理業務のマニュアル化	短	市	直接	防災安全課
2 災害時の個人情報の取扱いの検討	短	市	直接	情報公開室

〔アクション目標〕 3.1.3 情報処理訓練を実施する

1 情報処理業務訓練の実施	短	市	直接	防災安全課
2 国・県・近隣市町村等との情報通信訓練の実施	短	市・県	直接・助言	防災安全課

3.2 防災情報システムを整備する

〔アクション目標〕 3.2.1 被害情報や資源に関する情報を収集する手段を確立する

1 動員可能な人員数の状況を早期に把握する仕組みの策定	短	市	直接	防災安全課、人事課
2 市内広域にわたる迅速な情報収集のための高所監視カメラの設置	長	市	直接	防災安全課
3 携帯電話を利用した映像送信システムの検討	短	市	直接	防災安全課 情報システム室

〔アクション目標〕 3.2.2 被害情報や資源に関する情報を発信する手段を確立する

1 被害情報や生活支援情報のホームページへの掲載	短	市	直接	防災安全課、秘書広報課 情報システム室
2 携帯端末を利用して避難所や救急物資に関する情報を提供するシステムの整備	短	市	直接	防災安全課
3 避難施設への掲示板等の設置	短	市	直接	防災安全課
4 情報弱者に対する情報提供方法の検討	短	市	直接	防災安全課、福祉政策課
5 マスコミを活用した情報発信体制の検討（ケーブルテレビ・コミュニティーFM）	中	市	直接	防災安全課、秘書広報課
6 半鐘、サイレンの活用	短	市	直接	防災安全課、檀原消防署

〔アクション目標〕 3.2.3 GIS基盤を利用した総合防災情報システムを強化する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 浸水想定区域図のGISデータ化	中	市・県	直接・助言	道路河川課、情報システム室
2 土砂災害危険場所のGISデータ化	中	市・県	直接・助言	道路河川課、情報システム室
3 揺れやすさマップのGISデータ化	中	市・県	直接・助言	建築指導課、情報システム室

3.3 情報インフラを整備する

〔アクション目標〕 3.3.1 通信基盤を整備する

1 地域防災無線のデジタル化	中	市	直接	防災安全課
2 同報系防災無線設置の検討	中	市	直接	防災安全課
3 衛星携帯電話導入の検討	中	市	直接	防災安全課

3.4 情報の信頼性・安全性を確保する

〔アクション目標〕 3.4.1 システムを安定的に運用する

1 情報連絡手段の多重化、多ルート化(ネットワーク構築)などの整備	長	市・県	直接・助言	防災安全課、情報システム室
2 システムダウン時の障害対応マニュアルの作成	短	市	直接	情報システム課

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国・県・他市町村・防災関係機関などとの連携強化を推進して、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強いひと・組織をつくる

〔アクション目標〕4.1.1 職員の災害対応能力を高める

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 職員に対する防災研修の充実	短	市・県	直接・助言	防災安全課、人事課
2 市外災害現場への職員派遣指針の検討	短	市	直接	人事課
3 防災リーダーの育成	短	市	直接	防災安全課、人事課

〔アクション目標〕4.1.2 初動体制を確立する

1 初動対応マニュアルの整備	短	市	直接	防災安全課
2 参集訓練の実施	短	市	直接	防災安全課、人事課
3 連絡体制の確立	短	市	直接	全課

〔アクション目標〕4.1.3 組織の運営体制を充実する

1 災害対策本部の機能強化（本庁舎の代替施設の検討を含む）	短	市	直接	防災安全課、総務課 文化ホール運営企画課
-------------------------------	---	---	----	-------------------------

4.2 連携を推進する

〔アクション目標〕4.2.1 市内の連携を強化する

1 自治会・自主防災組織等との連携	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課
2 教職員との連携	短	市・県	直接・支援・助言	防災安全課、学校教育課
3 警察署、広域消防組合との連携	短	市・防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課

〔アクション目標〕4.2.2 市町村等との連携を強化する

1 協定市町村（羽曳野、田辺市）との連携	短	市	直接	防災安全課
2 被災地外市町村（宮崎市等）との連携	短	市	直接	防災安全課、観光課

〔アクション目標〕4.2.3 県との連携を強化する

1 県の機関との連携（土木事務所・保健所を含む）	短	市・県・防災関係機関	直接・助言	防災安全課
--------------------------	---	------------	-------	-------

〔アクション目標〕4.2.4 国との連携を強化する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 国(自衛隊含む)の機関との連携

短	市・防災関係機関・国	直接・助言	防災安全課
---	------------	-------	-------

〔アクション目標〕4.2.5 多様な主体との連携を強化する

1 民間業者との連携

短	市・企業	直接・助言	防災安全課
---	------	-------	-------

2 公共的な機関との連携(ライフライン関係等)

短	市・企業 防災関係機関	直接・助言	防災安全課
---	----------------	-------	-------

4.3 災害対応業務の標準化を行う

〔アクション目標〕4.3.1 災害対応マニュアルを充実する

1 業務別災害対応マニュアルの作成・見直し

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕4.3.2 災害対応訓練を充実する

1 総合防災訓練の充実

短	市・防災関係機関	直接・支援	防災安全課
---	----------	-------	-------

2 テーマ別災害対応訓練の実施(部・班ごと)

短	市	直接・支援	防災安全課、全課
---	---	-------	----------

3 全庁的災害対応訓練の実施(災害図上訓練)

短	市	直接・支援	防災安全課、人事課 全課
---	---	-------	-----------------

〔アクション目標〕4.3.3 災害対応業務の対象と範囲を周知・明確化する

1 災害時に継続または停止する業務等の区分

短	市	直接	防災安全課、企画調整課 人事課、行政経営課 全課
---	---	----	--------------------------------

2 災害対応マニュアルのデータベース化

中	市	直接	防災安全課、情報システム室
---	---	----	---------------

5 - 1 いのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、生き埋めになった人の救出・救助活動、けがをした人の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5 - 1.1 被災者を救出・救助する

〔アクション目標〕5-1.1.1 活動体制を確立する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 応急用資機材の整備

短	市	直接	榑原消防署
---	---	----	-------

〔アクション目標〕5-1.1.2 訓練を実施する

1 救出・救助訓練の実施

短	市・県・市民	直接・支援・助言	榑原消防署
---	--------	----------	-------

〔アクション目標〕5-1.1.3 広域応援体制の確立を図る

1 応援協定等の充実・強化

短	市・県 防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、榑原消防署
---	---------------	----------	-------------

5 - 1.2 安全に避難できるように支援する

〔アクション目標〕5-1.2.1 避難勧告・指示の基準を明確にする

1 避難勧告・指示マニュアルの整備

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕5-1.2.2 避難誘導体制を確立する

1 避難所標識及び避難誘導標識の整備

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

2 避難誘導マニュアルの作成

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

3 災害時要援護者の避難対策

短	市	直接	防災安全課、福祉政策課 在宅支援課、児童福祉課
---	---	----	----------------------------

5 - 1.3 被災現場において救命救急活動を行う

〔アクション目標〕5-1.3.1 救命救急スタッフの充実を図る

1 救急救命士の育成

短	市・防災関係機関	直接	榑原消防署
---	----------	----	-------

2 指示スタッフ(医師会)の確保

中	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課
---	----------	-------	-------

〔アクション目標〕5-1.3.2 搬送体制を確立する

1 傷病者の搬送体制の強化

短	市・防災関係機関	直接	榑原消防署
---	----------	----	-------

5 - 1.4 医療機関において救命救急活動を行う

〔アクション目標〕5-1.4.1 医療・病院スタッフを確保する

1 医療活動マニュアルの作成

短	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課
---	----------	-------	-------

2 緊急医療体制ネットワークの整備

中	市・防災関係機関	直接・支援・助言	健康増進課
---	----------	----------	-------

〔アクション目標〕 5-1.4.2 医療施設を確保する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 医療機関の被害状況の把握	短	市	直接	健康増進課
2 災害拠点病院の明確化	短	市・防災関係機関	直接	健康増進課

〔アクション目標〕 5-1.4.3 医療機関のライフラインを確保する

1 行政と医療施設間の通信手段の整備	中	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課、防災安全課
--------------------	---	----------	-------	-------------

〔アクション目標〕 5-1.4.4 医療関連の資機材を確保する

1 医療品等の調達の手段の確保	中	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課
-----------------	---	----------	-------	-------

5 - 1.5 遺体への対応をする

〔アクション目標〕 5-1.5.1 遺体安置所・火葬場を確保する

1 遺体安置・埋火葬マニュアルの作成	短	市・防災関係機関	直接	防災安全課、環境総務課
2 遺体収容資機材の確保(関係業者との協定)	短	市・企業	直接	防災安全課、環境総務課
3 遺体安置場所・火葬場の確保	短	市	直接	環境総務課

〔アクション目標〕 5-1.5.2 身元不明者を確認する

1 検死要員の確保	中	市・防災関係機関	直接・助言	防災安全課
-----------	---	----------	-------	-------

5 - 1.6 二次災害を防止する

〔アクション目標〕 5-1.6.1 建築物・宅地の応急危険度判定を実施する

1 応急危険度判定士との連携体制の構築	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課
2 応急危険度判定マニュアルの作成	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課
3 応急危険度判定士の育成	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課
4 応急危険度判定訓練の実施	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課

〔アクション目標〕 5-1.6.2 危険地域を指定する

1 危険地域を早急に確認する体制の整備	短	市	直接	防災安全課、道路河川課
2 避難対象地域の指定	短	市	直接	防災安全課

5 - 2 安全・安心を守る

いのちの危機を脱した後、被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

5 - 2 . 1 安否確認を支援する

〔アクション目標〕 5-2.1.1 安否情報の確認手段を確立する

(アクション項目)	(実施 期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 安否確認システムの検討	短	市	直接	防災安全課、地域振興課
2 平常時より安否確認方法の周知 (NTT災害伝言ダイヤル)	短	市	直接	防災安全課

5 - 2 . 2 帰宅困難者等への支援を行なう

〔アクション目標〕 5-2.2.1 帰宅する手段を確保する

1 帰宅困難者支援マニュアルの作成	短	市	直接	防災安全課
2 事業所と連携した帰宅困難者対策の推進	短	市・企業	直接・助言	防災安全課
3 児童・生徒の帰宅要領・帰宅ルートの検討	短	市	直接・助言	学校教育課

〔アクション目標〕 5-2.2.2 帰宅困難者の避難を支援する

1 避難場所の広報、誘導	短	市	直接	防災安全課、秘書広報課
2 徒歩帰宅が困難な高齢者、障害者等の避難場所の確保	短	市	直接	防災安全課、福祉政策課 在宅支援課、介護福祉課

5 - 2 . 3 治安を確保する

〔アクション目標〕 5-2.3.1 治安確保の体制を整備する

1 警察、警備業者との連携	中	市・防災関係機関	直接・支援	防災安全課
2 防犯灯の被害情報の収集及び復旧	短	市	直接	地域振興課

〔アクション目標〕 5-2.3.2 地域コミュニティを強化する

1 自主防災組織(自治会)が実施する防犯活動への支援	短	市・市民	直接・支援	防災安全課
----------------------------	---	------	-------	-------

5 - 3 生活基盤を安定させる

市民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送路の確保などの取り組みを実施します。

5 - 3 . 1 公共施設等の復旧に取り組む

〔アクション目標〕5-3.1.1 復旧体制の確立に取り組む

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 緊急災害復旧工事に対する施行業者の確保

短	市・防災関係機関	直接・支援	道路河川課、建設管理課
---	----------	-------	-------------

5 - 3 . 2 ライフラインを早急に復旧する

〔アクション目標〕5-3.2.1 関係機関（電気、ガス、通信、鉄道等）との連絡体制を確立する

1 復旧のための迅速な連携

短	市・防災関係機関	直接・支援	防災安全課、地域振興課
---	----------	-------	-------------

2 上下水道関係業者との協力体制の確立

短	市	直接	水道局、下水道課
---	---	----	----------

3 県・他の水道局との連絡体制の確立

短	市・防災関係機関	直接・助言	水道局
---	----------	-------	-----

〔アクション目標〕5-3.2.2 上下水道を早急に復旧する

1 上下水道間の連携の充実

短	市	直接	水道局、下水道課
---	---	----	----------

2 上下水道管理施設の被災状況の確認体制の確立

短	市	直接	水道局、下水道課
---	---	----	----------

5 - 3 . 3 緊急輸送の手段・ルートを確保する

〔アクション目標〕5-3.3.1 緊急輸送時の事前対策を行なう

1 緊急輸送道路の検討・見直し

短	市・県	直接・助言	防災安全課
---	-----	-------	-------

2 緊急輸送用車両の確保と確認手続きの迅速化

短	市・県	直接・助言	防災安全課、総務課
---	-----	-------	-----------

〔アクション目標〕5-3.3.2 緊急物資輸送マニュアルの製作（的確なルート検討等）

1 避難所へのルートの選定及び確保

短	市	直接	防災安全課、道路河川課 建設管理課
---	---	----	----------------------

2 代替輸送手段の確保

中	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕5-3.3.3 緊急輸送時の復旧情報を配信する

1 関係機関への道路情報の提供

中	市・県	直接・助言	建設管理課、道路河川課
---	-----	-------	-------------

5 - 3 . 4 被災時における市の機能継続の体制を整備する

〔アクション目標〕5-3.4.1 市のオンラインシステムを確保する

1 自家発電の確保

短	市	直接	情報システム室
---	---	----	---------

2 コンピュータシステムの転倒防止

短	市	直接	情報システム室
---	---	----	---------

5 - 4 市民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる市民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

5 - 4 . 1 避難生活を支援する

〔アクション目標〕5-4.1.1 避難所を確保する

(アクション項目)	(実施 期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 指定避難所以外の代替施設の検討	短	市	直接	防災安全課
2 避難所の指定拡大	短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕5-4.1.2 避難所に必要な機能を検討する

1 避難所運営マニュアルの作成	短	市	直接	防災安全課
2 避難所における設備機能の確保	中	市	直接	防災安全課
3 避難所に要援護者のための機能確保	中	市	直接	防災安全課、福祉政策課 在宅支援課

5 - 4 . 2 災害時要援護者を支援する

〔アクション目標〕5-4.2.1 災害時要援護者の支援項目を明確化する

1 災害時要援護者の支援マニュアルの策定	短	市	直接	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課
2 災害時要援護者の情報の把握	中	市	直接	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課

〔アクション目標〕5-4.2.2 災害時要援護者を支援する体制を確保する

1 専門職の確保及び活用策の検討	中	市	直接・支援	在宅支援課、介護福祉課
2 要援護者支援のための機材・物資調達の検討	短	市	直接・支援	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課、防災安全課

5 - 4 . 3 水・食糧・生活必需品を確保する

〔アクション目標〕5-4.3.1 水・食糧・生活必需品の備蓄を行う

1 行政、事業所での水、食糧、生活必需品の備蓄(流通備蓄含む)	短	市・企業	直接・助言	防災安全課、地域振興課
---------------------------------	---	------	-------	-------------

〔アクション目標〕5-4.3.2 救援物資を確保する

1 物資の供給協定締結の促進	短	市・企業	直接・支援	防災安全課
2 国・県・他市町村等からの物資供給のシステムを整備	中	市・県	直接・助言	防災安全課

〔アクション目標〕5-4.3.3 物資配給の仕組みをつくる

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 物資の情報を管理するシステムの構築	短	市	直接	防災安全課
2 物資の受入れ方法の構築	短	市	直接	防災安全課
3 物資の配分方法の構築	短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕5-4.3.4 飲料水を確保する

1 応急給水体制の確立	短	市・県	直接・助言	水道局
2 飲料水用貯水施設の設置・確保	短	市	直接	水道局

5 - 4 . 4 保健衛生対策を実施する

〔アクション目標〕5-4.4.1 住民への衛生対策を行う

1 家庭での衛生対策の啓発	短	市・市民	直接・支援	健康増進課
2 防疫対策の検討	短	市・市民	直接・支援	健康増進課
3 し尿、ごみ処理方法の検討	中	市・企業	直接・支援	環境総務課 クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
4 ペット等の動物対策の検討	中	市・県	直接・支援	環境対策課

〔アクション目標〕5-4.4.2 住民への健康対策を行う

1 健康対策マニュアルの策定	短	市	直接・支援	健康増進課
2 巡回診療体制の構築	中	市・県	直接・支援、助言	健康増進課

5 - 5 歴史に出逢う都市かしはらのイメージを守る

歴史に出逢う都市かしはらのイメージを守るため、地震から文化財を守り後世に伝えていくための文化財防災対策や、観光客に対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

5 - 5.1 文化財を保護する

〔アクション目標〕5-5.1.1 文化財に対する防災意識の向上を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 指定文化財所有者へ震災マニュアルを製作し配布	短	市	直接・助言	文化財課
2 文化財所有者等の防災対策研修の推進	中	市・市民	直接・助言	文化財課
3 文化財関係者等の防災訓練の推進	中	市・市民	支援・助言	文化財課

〔アクション目標〕5-5.1.2 不動産文化財の防災性の向上を図る

1 指定文化財の耐震化の検討	中	市・市民	直接・支援	文化財課
2 文化財の防火対策の推進	短	市・防災関係機関	直接・支援・助言	文化財課、榑原消防署
3 今井町伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進	短	市・市民	直接・支援・助言	今井町並み保存整備事務所
4 史跡丸山古墳等の丘陵部の防災対策の推進	長	市	直接	文化財課

〔アクション目標〕5-5.1.3 動産文化財の防火性の向上を図る

1 文化財の防火対策の推進	長	市・市民	直接・支援・助言	文化財課、榑原消防署
2 文化財の転倒防止対策の推進	長	市・市民	直接・支援・助言	文化財課

〔アクション目標〕5-5.1.4 文化財復興に向けた仕組みをつくる

1 被災文化財把握体制の整備(文化財のデータベース化の検討)	短	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
2 伝統工法保持者の把握	中	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
3 文化財保存事業補助金制度の活用	短	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
4 文化財復興基金創設の検討	中	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
5 復旧復興における埋蔵文化財発掘調査基準の策定	中	市	直接	文化財課
6 他府県文化財担当機関との総合救援体制の整備	中	市	直接	文化財課

5 - 5.2 被災した観光客を支援する

〔アクション目標〕5-5.2.1 帰宅困難な観光客への対策を講じる

1 災害情報の提供体制の整備	短	市・企業	直接・助言	観光課
2 被災観光者(外国人を含む)対策マニュアルの検討	短	市	直接・助言	観光課
3 観光関係団体・業界との連携	中	市、企業	直接・助言	観光課

5 - 5.3 観光産業を守る

〔アクション目標〕 5-5.3.1 観光施設の防災性の向上を図る

(アクション項目)

1 施設の耐震化の推進

(実施 (実施主体) (市の役割) (担当課)
期間)

長	市・企業	直接・支援	観光課
---	------	-------	-----

〔アクション目標〕 5-5.3.2 観光産業の復興対策を講じる

1 観光産業の被害調査

2 観光施設の復興支援

3 観光資源を守るための景観保全の徹底

4 復旧後の観光PRの強化(宮崎市とのタイアップ等)

短	市	直接	防災安全課
短	市・企業	直接・支援	地域振興課
短	市・企業、 市民	直接・支援	都市計画課
中	市・企業	直接・支援	観光課、秘書広報課

6 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策などの取り組みを実施します。

6.1 震災からの復興ビジョンを描く

〔アクション目標〕6.1.1 震災復興本部を設置する

(アクション項目)

- 1 震災復興本部の組織・運営等の検討

(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
中	市	直接	防災安全課、企画調整課

6.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する

〔アクション目標〕6.2.1 リ災証明発行業務を標準化する

- 1 リ災証明マニュアルの作成

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕6.2.2 生活再建を支援する

- 1 生活相談体制の整備
- 2 生活再建支援策の検討

短	市	直接・支援、助言	地域振興課、福祉政策課 市民課、防災安全課
中	市	直接・支援、助言	地域振興課、福祉政策課 防災安全課

〔アクション目標〕6.2.3 生活資金を確保する

- 1 被災者生活再建資金の支給
- 2 税務上の被災者支援の検討
- 3 納税相談

短	市・県	直接・支援、助言	福祉政策課 防災安全課(調整)
短	市・県	直接・支援、助言	市民税課、資産税課
短	市	直接・助言	収税課

〔アクション目標〕6.2.4 情報を提供する

- 1 被災者の生活再建支援制度の周知
- 2 雇用情報提供窓口の設置

短	市・県	直接・助言	防災安全課
短	市・県	直接・助言	地域振興課

6.3 被災者のこころとからだを支える

〔アクション目標〕6.3.1 被災者の健康、こころとからだのケアを実施する

- 1 心とからだのケア窓口の設置
- 2 心とからだのケアマニュアル作成

中	市	直接・支援	健康増進課
中	市	直接・支援	健康増進課

6.4 すまいを再建する

〔アクション目標〕6.4.1 すまいの修理を支援する

- 1 住宅修理相談窓口の設置
- 2 住宅修理の貸付金制度の検討

中	市・県	直接・支援	防災安全課、建築指導課 関係課
短	市・県	直接・支援	福祉政策課

〔アクション目標〕6.4.2 被災者の応急仮設住宅を確保する

- 1 応急仮設住宅地の確保(用地・資材)
- 2 応急仮設住宅対策マニュアルの策定

短	市	直接	防災安全課、都市施設整備課
短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕6.4.3 倒壊した建物等を撤去する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

2 廃材・ガレキの仮置き場の検討

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

〔アクション目標〕6.4.4 住宅の復興を支援する

1 住宅再建への公的支援制度の活用

短	市・県	直接・助言	福祉政策課
---	-----	-------	-------

2 建築基準法による建築制限区域の指定、緩和の検討

中	市・県	直接・助言	建築指導課
---	-----	-------	-------

6.5 まちを復興する

〔アクション目標〕6.5.1 復興まちづくりを行う

1 区画整理事業を活用したまちづくりの検討

長	市・県	直接・助言	まちづくり課 防災安全課(調整)
---	-----	-------	---------------------

2 復興計画の作成支援

長	市・県	直接・助言	防災安全課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕6.5.2 災害廃棄物処理を実施する

1 処理の広域的応援体制の確立

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

2 処理業者、土木建設業者との協力処理体制の確立

中	市・企業	直接・支援	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら 防災安全課
---	------	-------	-------------------------------------

3 廃棄物の処理計画の策定

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

4 廃棄物処理場所の検討

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

5 廃棄物処理方法等の周知

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

6 廃棄物処理の指導、監視

中	市・市民	直接・支援	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	------	-------	----------------------------

〔アクション目標〕6.5.3 学校の復興を進める

1 学校再開のため施設の復旧体制の構築

短	市	直接	教育委員会総務課
---	---	----	----------

2 学校教育再開マニュアルの策定

中	市	直接	学校教育課
---	---	----	-------

6.6 復旧・復興のために多様な資金を活用する

〔アクション目標〕6.6.1 民間資金を活用する

1 義援金の募集

短	市	直接・支援	防災安全課、会計課
---	---	-------	-----------

2 復旧、復興資金に対する市債の発行の検討

中	市	直接・支援	財政課
---	---	-------	-----

〔アクション目標〕6.6.2 国・県費を確保する

1 国・県の助成(援助)の積極的な活用

短	市・県	直接・助言	防災安全課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕6.6.3 基金を設立する

1 復興基金の創設の検討

中	市	直接・支援	財政課
---	---	-------	-----

6.7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する

〔アクション目標〕6.7.1 市経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する

1 被災事業者の支援体制の構築

中	市	直接・支援	地域振興課
---	---	-------	-------

2 公的融資情報の提供

中	市	直接・助言	地域振興課
---	---	-------	-------

アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため24の具体目標を設定しました。目標は概ね5年後までの中間目標値を挙げており、10年後の最終目標値は中間評価の際に、国及び県の地震防災戦略に掲げてある数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値(2011年)	基準値(年度)
1 地震に強いまちをつくる	避難施設(43箇所)の耐震化整備率	100%(43箇所)	62.8%(27箇所)
	市立小・中学校の耐震化整備率	68.1%(15校)	36.4%(8校)
	一般木造住宅の耐震化率	65%	54.5%
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	100%	67.4%
	ハザードマップ(洪水・地震)の作成	100%	-
	自主防災組織・自治会等における災害対応訓練の実施率	100%	-
	幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	100%	-
3 的確な防災情報処理を実施する	防災行政無線の整備(デジタル化)	防災無線のデジタル化	-
	情報処理訓練の実施回数	1回/年	-
4 人的資源を確保する	災害対策本部施設数	2施設	1施設
	災害対応訓練(図上訓練)の回数	8回/年	-
	民間等との協定締結数(累計)	10件	5件
5-1 市民のいのちを守る	避難所・広域避難地の誘導標識設置数	44ヶ所	-
	救急救命士数	40名	30名
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	20名	17名
	被災宅地危険度判定士の登録者数	20名	7名
5-2 安全・安心を守る	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	5団体	-
	防犯ボランティア団体の設立数	16団体	6団体
5-3 生活基盤を安定させる	ライフライン関係機関の防災訓練実施回数(累計)	1回/年	1回/2年
	運送事業者との災害時の輸送に関する協定の締結	協定締結	-
5-4 市民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルの策定	マニュアル作成	-
5-5 歴史と出逢う都市「かしはら」のイメージを守る	文化財所有者への防災マニュアルの配布及び訓練の実施	100%	-
	外国人も含めた観光客の帰宅困難者マニュアルの作成	マニュアル作成	-
6 復興を視野に入れる	り災証明発行業務マニュアルの策定	マニュアル作成	-

資料編

橿原市地震防災対策アクションプログラムの概要

アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念
21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指します。
2. 減災目標
大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減（国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で橿原市が目指すべき減災目標。）
減災目標を達成するため、24の「具体目標」を設定（10の「施策の柱」毎に数個ずつ設定。）
3. アクションプログラムの位置づけ
橿原市地域防災計画（地震災害応急対策・復旧対策）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画
奈良県地震防災対策アクションプログラム、国の地震防災戦略との整合を図る。

アクションプログラムの考え方

1. 目的
地震災害に強い橿原市づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。
2. 計画期間
平成19年度から平成28年度までの10箇年。
3. アクションプログラムの体系
 - (1) 施策の柱
地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定。
 - (2) 施策項目
施策の柱を推進するため41の施策項目を設定。
 - (3) アクション目標
施策項目を推進するため103のアクション目標を設定。
 - (4) アクション項目
アクション目標を推進するため232のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載。
4. 計画の推進
 - (1) アクション項目の実施期間を以下のとおり区分して推進。
短期：概ね2年程度で完了または集中実施
中期：概ね5年程度で完了
長期：10年以上継続的に実施
 - (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成19年度から迅速に着手。
（アクションプログラムの策定を待たずにすぐにも着手すべきものは、平成18年度から着手している。）
 - (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
 - (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

施策の柱

- 1 地震に強いまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民に対して5つのサービスを行う
 - 5-1 いのちを守る
 - 5-2 安全・安心を守る
 - 5-3 生活基盤を安定させる
 - 5-4 市民の生活を支援する
 - 5-5 歴史と出逢う都市「かしはら」のイメージを守る
- 6 復興を視野に入れる

実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類。
災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

《例示》

啓発	家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
連携の強化	ライフライン関係機関・災害ボランティア団体・他市町村・県・国等との連携
マニュアル作成	災害対策本部運営マニュアル、各部・班の業務別マニュアルの作成等
計画作成	市有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
訓練実施	災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

2. 中期（概ね5年程度で完了）

《例示》

システム構築	地域防災無線の整備、防災対応マニュアルのデータベース化等
施設整備	防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

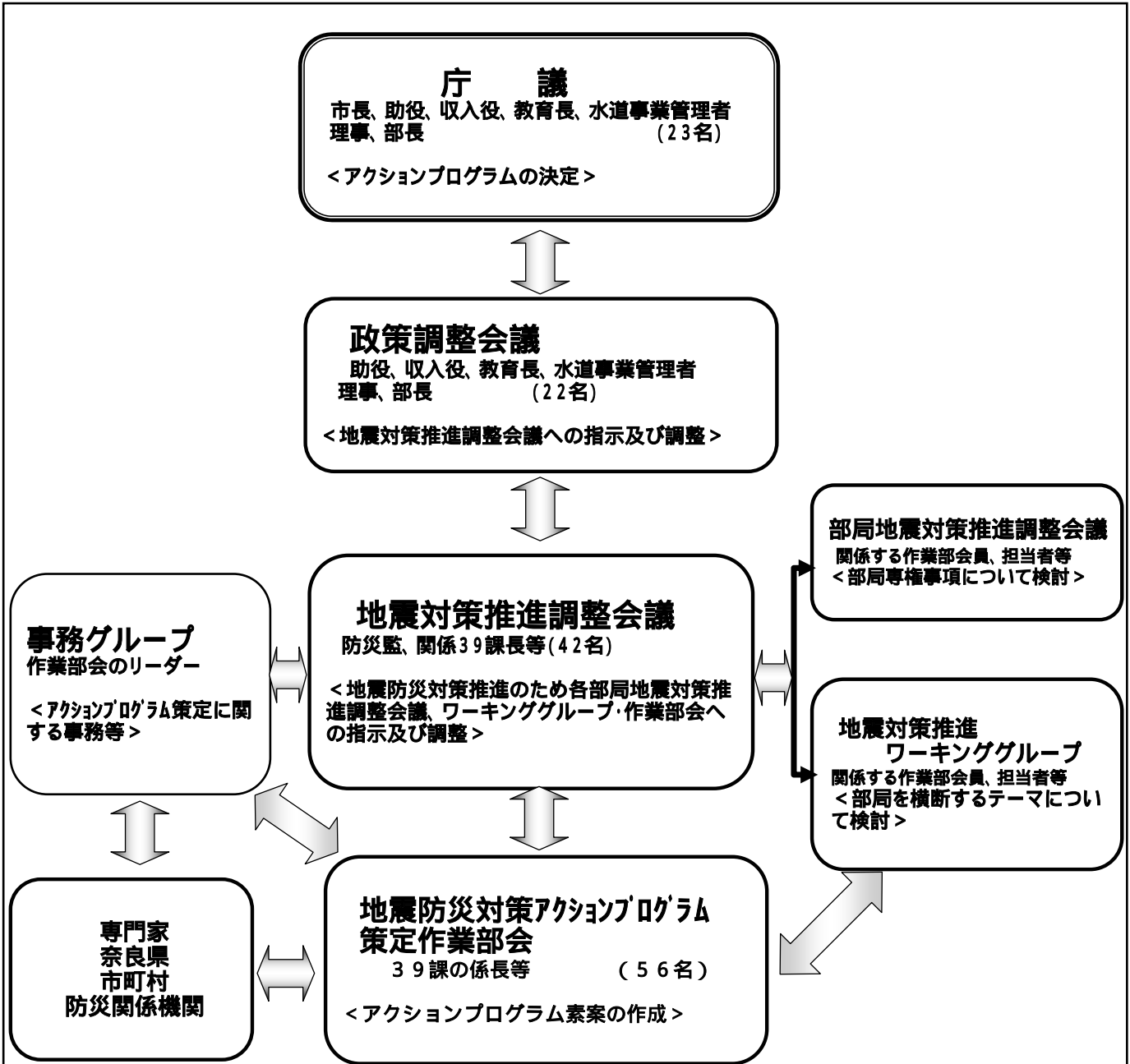
. 長期（10年以上継続的に実施）

《例示》

基盤整備	道路整備、河川整備、ため池整備等
耐震化	災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等
その他	文化財の防火対策の推進等

アクションプログラムの策定体制

アクションプログラムは、地震対策推進調整会議をはじめ以下の組織体制により策定しました。



アクションプログラム策定プロジェクトメンバー (ご指導いただいた先生方)

所 属	氏 名
京都大学防災研究所巨大災害研究センター長	林 春 男
富士常葉大学環境防災学部助教授	田 中 聡
京都大学防災研究所巨大災害研究センター助教授	牧 紀 男
新潟大学災害復興科学センター助教授	田 村 圭 子
京都大学防災研究所巨大災害研究センター研究員	吉 富 望
人と防災未来センター専任研究員	堀 江 啓
人と防災未来センター専任研究員	近 藤 民 代
名古屋大学災害対策室助手	林 能 成
名古屋大学災害対策室助手	木 村 玲 欧

橿原市地震対策推進調整会議 委員名簿 (作業部会員選出課)

	部・局	課
1	行政改革・都市再生推進本部事務局	まちづくり課長
2		行政経営課長
3	企画調整部	企画調整課長
4		秘書広報課長
5		人事課長
6	総務部	防災監
7		総務課長
8		防災安全課長
9		財政課長
10		市民税課長
11	市民経済部	市民課長
12		観光課長
13		地域振興課長
14		農業振興課長
15	健康福祉部	福祉政策課長
16		在宅支援課長
17		介護福祉課長
18		児童福祉課長
19		健康増進課長
20	環境事業部	環境総務課長
21		環境対策課長
22		リサイクルプラザ館長
23		クリーンセンター 施設課長
24		クリーンセンター 業務課長

	部・局	課
25	建設部	建設管理課長
26		道路河川課長
27		住宅課長
28		営繕課長
29	都市整備部	都市計画課長
30		都市施設整備課長
31		建築指導課長
32		下水道課長
33	教育総務部	総務課長
34		文化財課長
35		今井町並保存整備事務所長
36	教育指導部	学校教育課長
37	生涯学習部	社会教育課長
38	水道局	総務課長
39		営業課長
40		施設課長

41	橿原消防署長
42	橿原市社会福祉協議会事務局長

アクションプログラム策定スケジュール(1)

時期	内容	備考
7月 3日	アクションプログラム作成モデル事業研修会	対象者:アクションプログラム策定作業部会員 (50名) 内容: 地震防災対策アクションプログラムの必要性についての認識を得る。 策定手続きについての理解を得る。 事業提案提出の依頼をする。
10日	地震防災対策に関する事業提案の募集	庁内公募:市職員の立場に捉われない幅広い意見を求める。
7/24 17日	地震防災対策に関する事業提案等の整理	内容:市職員から提出された意見(1812件)に先進事例(953件)を加え、橿原市の10本の施策の柱ごとに整理し、カード化する。
8月 18日	第1回ワークショップ	対象:作業部会員(54名) 内容:「施策の柱」と「施策項目」を検討する。
21日 31日	分野ごとのカード整理	事務局によるカードの整理をする。
4日	第2回ワークショップ	対象:作業部会員(50名) 内容:「施策の柱」ごとに「アクション目標」の優先順位を決定する。
9月	アクションプログラム中間報告会準備	事務局においてカード整理・中間報告会の資料を作成する。
2日	アクションプログラム策定事業中間報告会	対象:助役、アクションプログラム策定作業部会員 (50名) 内容:ワークショップ(2回)及び重点課題検討会(1回)を通じた成果の報告を行い、今後の事業化の依頼を行う。
10月 3日	各課への事業化検討の資料作成	事務局による資料の作成をする。

橿原市アクションプログラム策定スケジュール(2)

時期	内容	備考
12月	19日 地震対策推進調整会議開催	内 容:「アクション項目」の事業化についての検討依頼をする。
	19日 } 17日 事業化の検討	内 容:各課でアクションプログラム実施事業を検討し提出する。
1月	18日 } 28日 アクションプログラム事業化案の整理	内 容:提出された各課の事業化案について検討及び整理しアクションプログラム(案)を作成する。
	2日 政策調整会議開催	内 容:アクションプログラム事業化のまとめ及びアクションプログラム(案)の承認。
3月	中旬 市長の承認	
	下旬 議会への報告	
	橿原市地震防災対策アクションプログラム 完成	

用語解説集

【あ行】

液状化

地盤の中には土の粒子が重なりかみ合っていて、地下水位以下の地盤ではそのすきまの中に地下水がある状態となっている。ところが、地震によって揺されると、土粒子のかみ合わせが徐々にはずれて、ついには土粒子がばらばらになり、地下水の中に浮いたような状態になることをいう。

液状化による被害は、地盤の支持力が低下することにより発生する建物等の沈下や傾斜、噴砂（水と砂が地中から噴き上げてくる現象）などによる被害がある。

NPO

非営利組織（Non Profit Organization）。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府、行政、企業とは、一線を画する営利を目的としない組織をいう。

【か行】

活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層をいう。

本県で活断層による地震発生により大きな被害をもたらすものとして奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯など8つの活断層があり、平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査結果を公表した。

<http://www.pref.nara.jp/syobo/higaisotei/souteityousa.html>

共助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

ケーブルテレビ

アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。有線テレビ。

減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、「外力（地震、台風、集中豪雨、火山噴火など、身のまわりにある驚異となりうる力）」についての理解を深めることと、「地域の防災力」を向上させることが大切である。

公助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

広域防災拠点

「広域防災拠点」とは、災害発生時の活動拠点としての機能及び平常時の防災活動を支援する機能を備えた広域的な施設をいう。

コミュニティFM

FM放送局よりもっと小さい市町村単位で開設される地域密着型のメディア。コミュニティ放送ともいう。阪神大震災の時、兵庫県が臨時にコミュニティ放送局を開設し、被災者へきめの細かい情報伝達を行った。奈良県内には以下の2つの放送局がある。

- ・ならどっと FM 78.4MHz (奈良市) <http://www.nara.fm/>
- ・FM ハイホー 81.4MHz (王寺町) <http://www.fm814.co.jp/>

【さ行】

災害拠点病院

災害医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。

厚生労働省の基準では、地域の災害拠点病院については、原則として、二次医療圏ごとに1カ所となっている。本県は以下の6病院が指定されている。

- 1 地域災害医療センター（5病院）
県立奈良病院、 済生会中和病院、 近畿大学医学部奈良病院、 大和高田市立病院、 県立五條病院
- 2 基幹災害医療センター（1病院）
県立医科大学附属病院

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人などをいう。

災害伝言ダイヤル

災害時安否情報に用いられる留守番電話風のシステム。地震などの災害の発生により被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始される。「171」をダイヤルして指示に従うことで、利用できる。

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

GIS（地理情報システム）

地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかり

に、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して防災活動を行う組織。阪神・淡路大震災では、救出された人のうち、実に約98%が近隣住民などによって救出された。コミュニティのしっかりしている地域ほど多くの命が助けられた。

橿原市の自主防災組織率は2007年3月現在で67.4%（全国平均64.5%）。

自助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

地震活動期

地震の発生には頻繁に地震が発生する時期とあまり地震のない時期を繰り返す周期があることが知られている。1995年の阪神・淡路大震災は地震の活動期が西日本にも再びめぐってきたことを示している。南海トラフのプレート境界巨大地震の約50年前から約10年後の期間のこと。

地震防災戦略

大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害を軽減するための具体的目標（減災目標）等を定めたもの。平成17年3月の中央防災会議において、東南海・南海地震の地震防災戦略が策定された。この「地震防災戦略」の緊急に取り組むべき事項と目標を、国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図るものとされている。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/senryaku/index.html>

浸水想定区域図

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定する。また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表する。

図上訓練

一定の役割を付与された訓練参加者とグループが、擬似的な災害状況下で、決められた役割に従って災害対応行動を行う実践的な訓練のことである。従来から実施されているシナリオが決まっているいわゆる「展示型訓練」とは異なり、訓練参加者は自らの行動を自らの判断で決めなければならない、意思決定を訓練することが可能となる。

【た行】

地域の防災力

私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力のこと。

地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、企業の防災活動を推進することなどの対策が必要となる。

地域防災計画

地域における防災の総合的な計画。地方公共団体の防災に関し、当該地方公共団体やその地域に係る行政機関及び公共機関等の処理すべき事務又は業務等について定めている。毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

長周期地震動

長周期地震動とは一般にはP波、S波の後にくる表面波と言われており、周期は数秒から十数秒程度である。長周期地震動が発生する地域は、地表面から岩盤まで数キロも柔らかい地盤が続く深い盆地構造をもった地域であり、この盆地構造により地震動が増幅・伸張され、大振幅で継続時間の長い地震動が発生する。

このような長周期地震動は石油タンクだけでなく、超高層ビルディング、免震構造物、長大橋など周期が数秒以上の固有周期を持つ構造物に大きな震動を引き起こし、大被害をもたらす可能性がある。

出前講座

市の職員が市民に対して、市政の重要課題などについて、話をさせていただくもの。防災に関するテーマとして、「橿原市地震防災対策アクションプログラム」、「災害の備え 災害を知り、身を守るには」、「耐震診断及び耐震改修について」などがある。

東南海・南海地震

大陸プレートと海洋プレートがぶつかり合い、たまったひずみが一気に解消する時に起きるプレート型地震で、東南海地震については潮岬（和歌山県）沖～浜名湖（静岡県）沖を、南海地震においては足摺岬（高知県）沖～潮岬沖を震源域とするとされる。

【は行】

ハザードマップ

地震の揺れ、河川の浸水、土砂災害など災害をもたらす自然現象を予測して、その程度を図示したもの。

被災建築物応急危険度判定

大規模な地震または大雨等によって被災した建築物が、その後に発生した余震等で倒壊したり物が落下して人命に危険をおよぼす恐れがある。そのため、被災後すぐに地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定する。

被災宅地危険度判定

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告することができる。

また、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）することができる。

防疫

外来および国内伝染病の侵入・流行を予防するための処置。海港および空港検疫、患者または保菌者の早期発見と隔離、媒介となる動物の駆除、予防接種など。

防災協働社会

災害からの被害軽減のためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていく社会のこと。行政のみならず、住民、企業、地域のコミュニティや自主防災組織、NPO など、様々な主体が防災対策に取り組む社会のことをいう。

本プログラムでは、この防災協働社会を実現することで、安全・安心の奈良県づくりを目指すことを理念としている。

【ら行】

り災証明

災害時の市区町村の行政証明事務として、り災状況を証明するもの。災害時は市区町村長が、火災時は消防署長が発行する。証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家については全壊・全焼、流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水、床下浸水、人については死亡、行方不明、負傷である。なお、り災証明は、発行手数料は免除され、各種被災者支援対策の受給資格の証明となるものである。

流通備蓄

災害発生時に必要となる物資の供給について、業者等と協定を結ぶなどして、業者の在庫として常時一定量を確保すること。



発 行

橿原市総務部防災安全課

〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号

電話：0744-22-4001

info@city.kashihara.nara.jp

平成19年4月発行